

【「公園緑地施設標準図集」令和6年4月部分改定概要一覧】

1. 「4. 排水設備」

(1)「横浜市下水道設計指針(管きよ編)同解説」の副管設置の考え方について一部改定したことに伴い、当基準を適用している「公園緑地標準図集」を改定します。

名 称	記 号	該当ページ	種 別	内 容
組立てマンホール(2種)	2MH-K	4-51	修正	【特記】に「副管を設置する場合は、原則としてマンホールの内側に設置すること。」「横浜市下水道設計標準図(管きよ編)」に参考図として内副管構造図が掲載。」を追記

2. 令和6年度機構改革に伴う改定

(1)局名を変更します。

令和5年7月版	⇒	令和6年4月版
環境創造局	⇒	みどり環境局